

閉会中（休会中）の質問に対する回答について

回答日：令和８年８月１８日

回答者：横須賀市長

議会基本条例第１９条第１項の規定による中川さおり議員の質問について、同条第２項の規定により次のとおり回答します。

【回 答】

質問Ⅰ-(Ⅰ)-ア

６月９日の本会議終了後、今回の質問が現場の実態を十分に踏まえたものであるか、改めて確認するよう指示しました。

その結果、ご質問にあった事例の介護保険証の有効期限が切れた後に認定結果が出たものは介護認定件数全体の６．４％と１割にも満たない状況であり、またその多くが市の責に負うものではなく、介護認定の実態を正しく反映したものとは言い難いことを確認したことから、事実誤認と表現しました。

質問Ⅰ-(Ⅰ)-イ

どの質問についての発言かを明確にするためです。

質問Ⅰ-(Ⅱ)-ア

不手際があると評価したものではなく、事前に職員等を確認していただければ、表面的な事実確認の質疑で時間を費やすことなく、もっと建設的な議論を尽くすことができるのではないかという思いを述べたものです。

例を挙げれば、記者会見の回数などの質問については、事前の確認をしていただければもっと建設的に議論できていたのではないかと思います。

質問Ⅰ-(2)-イ

議会の場は本来、二元代表制の両翼として、施策を近視眼的に判断することなく、本質的な政策論争の場であるべきと考えています。

今回、初日の一般質問終了後、質問について事実誤認があることを認識しましたので、速やかにそれを言及するとともに、特に一般質問においては、議会運営委員会申し合わせ事項に「一般質問は、市の権限に属する行政全般にわたる内容について、政策的な判断を求めるものであり、答弁者は原則市長、教育長等及び代表監査委員とし、部局長の段階で答弁が可能な質問は原則として行わない。」と明確に謳われています。これは、私が議員時代には、当然のこととして順守されていたにも関わらず、近年、守られていないことがあるので、以前から遺憾の意を感じていました。

本会議の二日目以降、議会内のルールが順守されることへの期待を込め、あの場で発言したものです。

質問Ⅰ-(2)-ウ

議員時代の経験を含め長く政治に携わる者として、議会のあるべき姿と政治家の立場の両方を十分に理解した上で、発言したものです。

質問Ⅰ-(3)-ア

議会局は議会活動を補助する役割を担うことから、質問の通告内容に明らかな事実誤認があった場合へのサポートなどの重要性を申し上げたものです。

質問Ⅰ-(3)-イ

発言の趣旨については、議長の許可を得ています。